

2026 年 8 月 18 日

お客さま各位

株式会社池田泉州銀行

預金規定等の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

弊行では、「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱の受付終了」に伴い、2026 年 10 月 1 日に下記の各種の規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定する規定等

- ・普通預金規定
- ・普通預金規定（通帳不発行口座）
- ・貯蓄預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・積立式定期預金規定
- ・通知預金規定（通帳式）
- ・当座勘定規定（一般当座用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・当座勘定規定（パーソナルチェック用）
- ・納税準備預金規定
- ・外貨定期預金規定（非居住者円定期預金を含む）

2. 改定日

2026年10月1日（木）

以上

新旧対照表

1. 預金規定集

規定	改定前	改定後
普通預金規定	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) ～ (5) 省略	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) ～ (5) 変更なし
普通預金規定 (通帳不発行口座)	4. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) ～ (5) 省略	4. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) ～ (5) 変更なし
貯蓄預金規定	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) ～ (5) 省略	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) ～ (5) 変更なし
定期預金共通規定	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなった時は預金になりません。	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなった時は預金になりません。
積立式定期預金規定	2. (預金の預入れ等)	2. (預金の預入れ等)

	この預金の預入額は、1 回あたり 1 円以上（ただし、自動預入機および口座振替による預入額は 5,000 円以上）とし、口座振替のほか通貨、小切手その他証券類により、当行本支店のどこの店舗でも預入することができます。 口座振替以外の預入の場合は必ず通帳を持参してください。	この預金の預入額は、1 回あたり 1 円以上（ただし、自動預入機および口座振替による預入額は 5,000 円以上）とし、口座振替のほか通貨、小切手その他証券類により、当行本支店のどこの店舗でも預入することができます。<u>ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 口座振替以外の預入の場合は必ず通帳を持参してください。
--	--	---

2. 当座勘定規定

規定	改定前	改定後
当座勘定規定 （一般当座用）	2. （当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2) ～ (4) 省略	2. （当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) ～ (4) 変更なし
当座勘定規定 （専用約束手形口用）	3. （証券類の受入れ） (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。 (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。	3. （証券類の受入れ） (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。<u>ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。
当 座 勘 定 規 定 （パーソナルチェック用）	2. （当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。	2. （当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行</u>

	(2) ～ (4) 省略	<u>を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) ～ (4) 変更なし
--	--------------	---

3. その他預金規定

規定	改定前	改定後
通知預金規定 (通帳式)	4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略	4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) 変更なし
納税準備預金規定	3. (証券類の預入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。為替による振込金も受入れます (2) ～ (5) 省略	3. (証券類の預入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 為替による振込金も受入れます (2) ～ (5) 変更なし
外貨定期預金規定（非居住者円定期預金を含む）	3. (預金の受入れ) (1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。なお通貨の種類によっては受け入れられないものもあります。 ① 現金 ② <u>円貨建および外貨建小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</u> (2) 省略	3. (預金の受入れ) (1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。なお通貨の種類によっては受け入れられないものもあります。 ① 現金 ② <u>小切手・その他証券類</u> <u>ただし、他行を支払人および支払い場所とする小切手・その他証券類は受け入れません。また、小切手・その他証券類が決済された日を預入日とします。</u> (2) 省略